

見直しに向けた研究課題等の洗い出し 大分類E サービス職業従事者

1 説明

個人の家庭における家事サービス、介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。

2 分類の体系

大分類E サービス職業従事者

- ▶家政婦（夫）など…35 家庭生活支援サービス職業従事者
- ▶介護職員（医療・福祉施設等）など…36 介護サービス職業従事者
- ▶看護助手、歯科助手など…37 保健医療サービス職業従事者
- ▶理容師、美容師、クリーニング職など…38 生活衛生サービス職業従事者
- ▶調理人、バーテンダーなど…39 飲食物調理従事者
- ▶航空客室乗務員、フロント（ホテル）など…40 接客・給仕職業従事者
- ▶マンション・アパート・下宿管理人など…41 居住施設・ビル等管理人
- ▶中分類〔35～41〕に含まれないサービス…42 その他のサービス職業従事者

→ 大分類E サービス職業従事者の職業分類項目別従業者数は資料1－1のとおり。

3 第5回改定における見直し

- ▶中分類36 介護サービス職業従事者の新設
- ▶中分類37 保健医療サービス職業従事者の新設
- ▶小分類401 飲食店主の移設（大分類Dから大分類Eへ移設）
- ▶小分類429 他に分類されないサービス職業従事者の例示の見直し

→ 新旧対照表は資料1－2のとおり。

- ▶大分類C「事務従事者」、大分類D「販売従事者」、大分類E「サービス職業従事者」の境界に関する議論が行われた。

4 第5回改定の検討過程と反映されなかったご意見

- ▶中分類 36 介護サービス職業従事者の新設
- ▶中分類 37 保健医療サービス職業従事者の新設
 - ハローワーク等の求人数等を考慮した検討が行われた。
 - 新設すること自体については、特段の反対意見なし。
- ▶小分類 401 飲食店主の移設（大分類Dから大分類Eへ移設）
 - 販売とサービスの線引きは、何か？
- ▶小分類 429 他に分類されないサービス職業従事者の例示の見直し
 - 例示にあった「ヘッドハンター」が大分類B「専門的・技術的職業従事者」へ移設された。
- ▶大分類C「事務従事者」、大分類D「販売従事者」、大分類E「サービス職業従事者」の境界に関する議論

5 本改定に向けたヒアリング等で寄せられたご意見

- (1) 店舗を持たないオンラインの形態をどのように考えればよいのか？
- (2) 仕事に従事する場所により分類が異なると考えられる職業について例示を見直してほしい。
- (3) 飲料の調理の仕事に従事するものを例示に追加してほしい。

6 国際標準職業分類、厚生労働省編職業分類との比較

(1) 国際標準職業分類との比較

- ・国際標準職業分類では、4段階のスキルレベルに応じて区分。
 - 分類項目表は資料1－3のとおり。

(2) 厚生労働省編職業分類との比較

- ・対応関係を整理すると資料1－4のとおり。